

平成19年8月1日

金融庁監督局銀行第1課 御中

『信託会社等に関する総合的な監督指針』の一部改正（案）」に対する意見

(意見提出者及び連絡先)

流動化・証券化協議会

信託関連法制小委員会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館 4F

TEL:03-3580-1156

FAX:03-3580-1157

流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、貴庁において平成19年7月3日付で公表された『信託会社等に関する総合的な監督指針』の一部改正（案）」（以下「監督指針案」といいます。）に関しまして、下記のとおり意見申し上げます。

本意見書は、当小委員会の責任において検討・取りまとめが行われたものですが、当小委員会メンバーを含む当協議会会員は、オリジネーター、アレンジャー、受託者、投資家、弁護士等の専門家等、多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において本意見書とは異なる意見を有する可能性があります。この点に留意しつつも、本意見書は、流動化・証券化市場の健全な発展という観点から、意見を申し上げるものであります。

なお、本意見書において、貴庁において平成19年4月4日付で公表された「信託法及び信託法の施行に伴う関係法律整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令等の整備に関する政令（案）」及び同月13日付で公表された「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」による改正後の信託業法施行令（平成16年政令第427号）を「信託業法施行令案」と、同月4日付で公表された「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」及び同月13日付で公表された「銀行法等施行規則等の一部を改正する内閣府令案」による改正後の信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）を「信託業法施行規則案」といいます。

記

監督指針案 3-3-5

- ① 監督指針案 3-3-5 (3) ② (注) ロ及びハには、証券会社が有価証券を「補助的に」売買する行為及び不動産会社が不動産を「補助的に」処分する行為が掲げられているが、当該売買又は処分が「補助的」であるということとはどのようなことを意味するのか。監督指針案 3-3-5 (3) ②本文に記載される通り、「信託の目的、信託会社が行う業務の内容等に照らして、信託事務処理の手段である行為を補助するにすぎないもの」か否かで判断することになるものと思われるが、現行監督指針 3-3-5 (注) ロ及びハに比べて明確性を欠くため、より具体的に明らかにして頂きたい。たとえば、一任運用を任されているのではなく、ブローカーとして個別の注文の執行を委託されていることを意味するのであれば、その旨明記していただきたい。
- ② 監督指針案 3-3-5 (3) ② (注) ニにおいて「これに類似する行為を含む。」との文言があるが、「類似する行為」の主体が振替機関又は口座管理機関に限定されているわけではなく、振替機関又は口座管理機関以外のカスタディアンが口座振替を行うことを念頭に置いたものであるという理解でよいか。そうだとすれば、監督指針案 3-3-5 (3) ② (注) ニは「振替機関及び口座管理機関が社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に規定する振替口座簿の記載又は記録をする行為その他振替機関及び口座管理機関に準じる者が口座の振替を行う行為」とすべきである。
- ③ 監督指針案 3-4-4 の最初の「信託業務の委託先」は「信託業務の委託先（法第 22 条第 3 項各号に掲げる業務の委託先を除く。）」とすべきである。

監督指針案 5-2-1

「保存行為」に関する監督指針案 5-2-1 (2) ①の内容は、監督指針案 3-3-5 (1) ⑥及び⑦に掲げる具体例が付加されている点で、現行の監督指針 5-2-1 (2) ①と異なっているが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）による信託業法の改正において、管理型信託業の範囲は変更されていない以上、「保存行為」の範囲に関する御庁の解釈に変更はないという理解でよいか。なお、監督指針案 5-2-1 (2) ②及び③は、現行の監督指針 5-2-1 (2) ②及び③と記載内容は同様であるが、念のため、「利用行為」「改良行為」の範囲について御庁の解釈に変更はないという理解でよいかも確認させていただきたい。

監督指針案 1-2 及び 7

監督指針案 1-2 (4) ①及び 7 の 3 (1) には、「運用型信託会社に準じた体制整備が必要」と記載されているが、具体的にはどのような体制を整備すべきなのか、準用される監督指針案の番号を明記すること等により明らかにすべきである。また、監督指針案 1-2 (4) ②及び 7 の 3 (2) には、「管理型信託会社に準じた体制整備が必要」と記載されているが、具体的にはどのような体制を整備すべきなのか、準用される監督指針案の番号を明記すること等により明らかにすべきである。

監督指針案 10-2-1

貴庁が平成 17 年 6 月 29 日付で公表された「信託業法 Q & A」において、「資産流動化スキームにおける委託者のためにアレンジメント業務を行う媒介業者は、信託契約代理業の登録は必要か否か。」という質問に対し、以下のように回答されている。今回公表された監督指針案 10-2-1 「登録の要否」の箇所において「③信託契約の締結に向けた条件交渉」という記載が追加されているが、かかる記載追加後も、以下の回答内容に示される貴庁の見解は変更されていないとの理解でよいか。もし変更されていないのであれば、登録の要否の判断にあたって重要な留意点であるので、以下に示される貴庁の見解を監督指針案 10-2-1 に明記すべきである。

信託業法 2 条 8 項において「信託契約代理業」とは、「信託契約の締結の代理又は媒介を行う営業をいう」と規定しておりますが、媒介のうち、受託者以外の者のために行うものであって、受託者側に立つ要素が全くない場合には、信託契約代理業としての媒介行為に該当せず、登録は不要です。その判断にあたっては個別具体的に行うことが必要ですが、受託者となる信託会社側に立つ要素が一切ないといえるためには、以下の事項に留意すべきと考えます。

- ① 受託者となる信託会社（信託銀行を含む。以下同じ。）から直接又は間接に委託を受けて（間接的な委託とは、再委託、再々委託又はその連鎖をいう。）信託契約の条件の確定又は締結に関与するものではないこと
- ② 信託契約の条件の確定又は締結に関与する対価として、受託者となる信託会社から直接又は間接的に、報酬又は手数料、その他名目いかんにかかわらず経済的対価を受領する旨を約し、又は受領するものでないこと

以上